

## 2 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

事例2

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分(□□に「30」と書き、空白部分「確定」と書き、)
- ② 住所(事業所などを含みます)、マイナンバー(個人番号)、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号(市外局番から書いてください。)
- ③ 申告の種類(土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。)

**収入金額等 所得金額**  
**公的年金等の雑所得**  
 公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を収入金額等の「(※)雑(公的年金等)」欄に転記してください。  
 また、**所得金額**の「⑦雑」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、42ページの「3(2) 公的年金等の雑所得の金額の計算表」で求めることができます。

**申告書B第一表**

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

申告書B第二表

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所: Y市〇〇町1-2-3

氏名: 名古屋 次郎

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	所得金額
公的年金等の雑所得 2,499,600	2,499,600	社会保険料控除 34,500	2,465,100
雑所得(公的年金等以外の雑所得) 4,145,000	4,145,000		4,145,000
合計 6,644,600	6,644,600		6,644,600

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面ではなく「添付書類台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。

**⑭配偶者(特別)控除**  
 この事例の合計所得金額(9、15ページ参照)は、次のとおり1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」の適用はできません。  
 「⑨総合課税の合計額」 「分離課税の所得金額」(※) 「合計所得金額」  
 1,299,600円 + 45,919,152円 = 47,218,752円  
 ※ 第三表の「○分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「⑳合計」欄の金額(又は「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」の「3面」の「C 差引金額」欄の金額の合計額)。

## 3 第二表を作成します。

作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページも併せてご覧ください。

事例2

**申告書B第二表**

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所: Y市〇〇町1-2-3

氏名: 名古屋 次郎

所得の種類	所得金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
雑所得(公的年金等以外の雑所得)	4,145,000	87,555
合計	4,145,000	87,555

所得から差し引かれる金額に関する事項  
 あなたが支払ったり、あなたの年金などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

**⑯社会保険料控除**  
 あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金(これらについては、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。)、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの年金から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。  
 なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、第二表の「⑯社会保険料控除」の社会保険の種類欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

この事例では、土地、建物を売却された方の**合計所得金額が1,000万円を超えている**ため「配偶者(特別)控除」(8ページ参照)の適用ができません(源泉徴収票に記載がある場合であっても「⑱配偶者(特別)控除」欄は記載しません)。

**合計所得金額とは・・・**  
 第一表の**所得金額「⑨合計」**欄の金額に、申告分離課税の所得金額(土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます(9ページ参照)。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

**4 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。**  
 所得から差し引かれる金額は、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。



## 5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。  
 なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

### 特例適用条文

この事例では、所有期間が10年超(売却した年の1月1日において所有期間が10年を超えている場合)の「居住用財産を売却した場合の軽減税率の特例(措法31条の3)」(長期譲渡の軽減分)と「居住用財産を売却した場合の3,000万円控除の特例(措法35条1項)」の適用(36ページ参照)を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に右のように書きます。  
 なお、条文の「項・号」について分からない場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

### 添付書類

これらの特例の適用を受ける場合には、それぞれ次の書類を「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」に添付して、「確定申告書」とともに提出しなければなりません。

### (3,000万円控除の特例)

① 譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と売却した居住用財産の所在地とが異なる場合は、戸籍の附票の写しなど

### (軽減税率の特例)

上記①のほか、  
 ② 売却した居住用財産の登記事項証明書

### 申告書第三表(分離課税用)(上部)

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA0036

住所: Y市○○町1-2-3  
 氏名: ナギヤ ジロウ 名古屋 次郎

区分	特例適用条文	A 収入金額	B 必要経費	C 差引金額	D 特別控除額	E 譲渡所得金額
長期	所・措・農 31条の3	80,000,000	34,080,848	45,919,152	30,000,000	15,919,152

税金の計算: 課税される所得金額 15,919,152

「区分」を書きます。この事例は、「長期・軽減」となります(9, 43ページ参照)。

2面 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。

所在地: Y市△△町6-54  
 (住居表示) Y市△△町6-6-4

3面 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額	B 必要経費	C 差引金額	D 特別控除額	E 譲渡所得金額
長期	所・措・農 31条の3	80,000,000	34,080,848	45,919,152	30,000,000	15,919,152

## 6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

### 申告書第三表(分離課税用)(左下部)

税金の計算	課税される所得金額	税率	税額
総合課税の合計額	1,299,600	0.05	64,980
所得から差し引かれる金額	414,500		
⑨ 対応分	885,000		0.00
⑩ 対応分	15,919,000		0.00

### 申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金の計算	課税される所得金額	税率	税額
⑩ 対応分	44,250		0.00
⑪ 対応分	15,919,000		0.00
⑫ 対応分	1,636,150		0.00

「課税される所得金額」の計算  
 左の「⑨総合課税の合計額」欄に転記した金額(1,299,600円)から「⑩所得から差し引かれる金額」欄に転記した金額(414,500円)を差し引いた残りの金額(885,000円) [1,000円未満切捨て]を⑩欄に書いてください。  
 また、第三表の「所得金額」欄「⑬長期譲渡軽減分」欄の金額は、1,000円未満を切り捨てた金額(15,919,000円)を⑪欄に書いてください。

「税額」の計算  
**総合課税の所得金額に対する税額**  
 42ページの「3(3) 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。  
 この事例では、次のようになります。  
 課税される所得金額(⑩欄) 所得税の税率 総合課税の所得金額に対する税額  
 885,000円 × 0.05 = 44,250円……(⑫欄に書きます)。  
**分離課税の所得金額に対する税額**  
 長期譲渡所得(軽減分)に該当しますから、所得税の税率は次のようになります(43ページ参照)。  
 ① 課税される譲渡所得金額が6,000万円以下の部分 → 10%  
 ② 課税される譲渡所得金額が6,000万円を超える部分 → 15%  
 この事例では、次のようになります。  
 課税される所得金額(⑪欄) 所得税の税率 分離課税の所得金額に対する税額  
 15,919,000円 × 0.1 = 1,591,900円  
 ……(⑬欄に書きます)。

転記します。

## 7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き確定申告書B用」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

### 申告書B第一表(右上部)

税金の計算	課税される所得金額	税率	税額
総合課税の合計額	1,299,600	0.05	64,980
所得から差し引かれる金額	414,500		
⑨ 対応分	885,000		0.00
⑩ 対応分	15,919,000		1,591,900
⑪ 対応分	1,636,150		163,615
⑫ 対応分	1,636,150		163,615
⑬ 対応分	1,636,150		163,615
⑭ 対応分	343,590		34,359
⑮ 対応分	1,670,509		167,050
⑯ 対応分	875,555		87,555
⑰ 対応分	1,582,900		158,290
⑱ 対応分	1,582,900		158,290

居住用財産を売却した場合の課税の特例(特別控除・買換え・軽減税率)と「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」の併用はできません(35ページ参照)。

振替納税  
 申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規にご利用される方は、平成31年(2019年)3月15日(金)までに「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き確定申告書B用」の39ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからもダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を手引きから切り離した上、必要事項を記入し、預貯金口座の届出印を押印して確定申告書と一緒に所轄の税務署に提出するか、利用される金融機関へ提出してください。既に振替納税をご利用の方は提出の必要はありませんが、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要となります。  
 なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。